

# リース及びリース事業に係る規制・制度改革に関する提言

平成 24 年 11 月 21 日  
社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業に係る規制・制度改革に関する提言の取りまとめを行い、「行政刷新会議 規制・制度改革に関する委員会」宛に提出する（提出日 11 月 26 日）。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

## 〈要望項目〉

### 1. 競争政策

- 国の各種補助金制度について
- 国のリース契約の長期継続契約化について
- 金融機関のリース子会社等の業務範囲について
- 金融機関のリース子会社等のリース収入規制の撤廃等について

### 2. 流通分野

- 薬事法について
- 宅地建物取引業法の対象となる建物要件の明確化について

### 3. 自動車

- 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充について
- 自動車所有権の共有持分割合の表示について
- 車庫手続きの統一化について
- 自動車の検査登録事務と自動車税事務の一体化について
- 軽自動車と自動車の各種手続きの統一化について

### 4. 環境

- 廃棄物処理法について
- 廃棄物処理法関係制度の情報公開について

【1. 競争政策】

項目名	国の各種補助金制度について（対象取引の制限撤廃）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の各種補助金制度について、使用者の設備導入方法（取得、リース、割賦等）に関わらず、補助対象とすべきである。</li> <li>（例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業</li> <li>・新エネルギー等導入加速化支援対策事業</li> <li>・病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業</li> <li>・ふくしま産業復興企業立地支援事業</li> <li>・エネルギー使用合理化事業者支援補助金</li> </ul> </li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金制度は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。</li> <li>・補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法を制限する必要はない。</li> <li>・リース・割賦を補助金制度の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減（※）されるため、補助対象事業がさらに推進され、政策目的に大きく寄与するとともに、設備調達方法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> <li>（※）補助率が補助対象事業の1/2、1/3等とされているが、リース・割賦等が対象とならない場合、補助を受けようとする者は、補助の対象とならない部分を現金で用意する必要がある。</li> </ul>
根拠法令等	各種補助金制度実施要領
所管官庁	補助金制度を所管する全省庁

【1. 競争政策】

項目名	国の各種補助金制度について（リース会社の活用）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金制度の運営において、補助金制度の受益者が制度の目的に添って適正に使用されているかのモニタリングが必要であるが、現状、補助事業者がモニタリング対象項目の全てを実施している。</li> <li>・リース会社がモニタリングの全て又は一部分を担うことができるため、補助金制度の運営にリース会社を活用すべきである。</li> <li>・具体的には、新たに創設する補助金制度のうち設備導入に係る制度については、上記趣旨を踏まえて、その運営にリース会社を活用できる制度とすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば適正使用期間については、受益者との個々の契約が存続中か終了しているか、どのように処分されたか等リース会社として当然に管理しているため、適正使用期間のモニタリングはリース会社で担うことが可能である。</li> <li>・その他のモニタリングについても、その一部をリース会社が担うことにより、補助金等の制度運営の軽減及び維持コストの低減など行政コストの低減に大きく寄与するとともに、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</li> </ul>
根拠法令等	各種補助金制度実施要領
所管官庁	補助金制度を所管する全省庁

【1. 競争政策】

項目名	国の各種補助金制度について（制度改善）
具体的内容	<p>(1) リース期間の制限について リースが対象となる各種補助金制度について、リース期間を補助対象物件の耐用年数以上としている制度があるが、この制限を撤廃すべきである。</p> <p>(例) ・建築物節電改修事業費補助金 ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金 ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業</p> <p>(2) 補助採択後の調達方法の変更 補助採択後の設備調達方法の変更（取得からリース又は割賦に変更）を認めるべきである。</p> <p>(例) ・ふくしま産業復興企業立地支援事業 ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金 ・住宅・建築物のネット・ゼロエネルギー化推進事業</p>
理由	<p>(1) リース期間の制限について ・リースが対象となる補助金制度について、リース期間が補助対象物件の耐用年数以上という条件が付いている場合があり、リースでの利用が困難となっている。補助対象設備の使用者の実態に合わせてリース期間が設定できれば、補助対象物件の更なる導入が促進され、補助対象事業の目的推進に大きく寄与するとともに、公正かつ自由な経済活動が促進される。</p> <p>(2) 補助採択後の調達方法の変更 ・経済環境の変化などにより、補助採択後に設備調達方法を変更する場合がある。 ・補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法を制限する必要はなく、設備調達手段の変更を柔軟に認めるべきである。（補助採択後に設備調達手段の変更を認めている制度がある。） ・これにより、補助対象事業の利用が促進されるとともに、公正かつ自由な経済活動が促進される。</p>
根拠法令等	各種補助金制度実施要領
所管官庁	補助金制度を所管する全省庁

【1. 競争政策】

項目名	国のリース契約の長期継続契約化について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第 29 条の 12 について、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 と同様の改正を行うべきである。</li> <li>・リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国が OA 機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。</li> <li>・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</li> <li>・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</li> </ul>
根拠法令等	財政法、会計法、予算決算及び会計令
所管官庁	財務省、国庫債務負担行為をしない省庁

【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等の業務範囲について（不動産リース）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関のリース子会社等が行う不動産を対象としたリース契約について、ファイナンス・リース以外の取引形態（オペレーティング・リース）を認めるとともに、オペレーティング・リースに係る不動産の売却処分ができることを明らかにすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産リースについて、動産のリースと同様、オペレーティング・リースの利用ニーズがある。経済界の不動産の利用形態は多様化しており、これらのニーズに応えることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> <li>オペレーティング・リースが認められた場合、リース期間終了時に残存価格等の金額による建物の売却処分行為が生じることから、オペレーティング・リースに係る不動産の売却処分ができることを明らかにすべきである。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法、保険業法、監督指針
所管官庁	金融庁

【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等の業務範囲について（不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権の回収、②不動産の保有・管理及び売却に限ること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、金融機関（銀行持株会社含む）のリース子会社等が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めるべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社等が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース子会社等が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。</li> <li>・ 債務者のデフォルト時、リース子会社等が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース子会社等にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資することになる。</li> <li>・ 提言の実現により、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び活性化が促進される。</li> <li>・ 本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社等が対応可能な業務として明文化していただきたい。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等の業務範囲について（中古物品販売業務及びメンテナンス業務に係る収入制限の緩和）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関のリース子会社等については、リース業務を営む会社に限り、中古物品売買及びメンテナンス業務が解禁されており、専業子会社は認められていないため、次の見直しを行うべきである。</li> <li>(1) 「中古物件売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」の判定についてリース業務を営む会社の子会社が、実質的にリース業務を営む会社の一部門と判断される場合は、リース業務の有無に関わらず、当該子会社をリース会社集団に属する会社として判断すべきである。</li> <li>(2) 金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第2項「リース業務を営む会社が～に属するそれぞれの会社に係る」を「リース業務を営む会社が属するリース会社集団に係る」に変更すべきである。</li> <li>(3) 同告示第九号第2条第2項第2号を撤廃すべきである。</li> <li>(4) 同告示第九号第3条第7号の「(リース業務を営む場合に限る)」を「リース業務を営む場合又はリース業務を営む会社の子会社に限る」に変更すべきである。</li> <li>(5) リース物件等に係るとする制限を撤廃すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古物件の売却及びメンテナンス業務が金融機関（銀行持株会社含む）の子会社等に解禁されたが、リース業務を行う会社に限られることから、リース会社集団内の機能分担、業務効率化の制約要因となりかねない。</li> <li>・業務効率の向上は、専門性の向上にも繋がり利用者の利便性が高まることが期待できる。（金融機関の子会社等以外のリース会社は一般的に中古物件の売却部門等を分社化し専門性を強化している。）</li> <li>・動産処分ノウハウ蓄積が進むことにより、動産・債権等流動性の高い資産を担保として徴求するABLの拡大などへの寄与が可能となり、公正かつ自由な経済活動の機会が確保及び活性化が図られる。</li> <li>・本件規制緩和がもたらす経営自由度の向上は銀行法等の弊害には繋がらないと考えられる。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法施行規則、告示
所管官庁	金融庁



【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等の業務範囲について（オペレーティング・リースの範囲）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース会社が行うサービス契約の一種として、リース会社が顧客と締結する①エネルギー削減サービス契約（ESCO）、若しくは②エネルギー供給サービス契約が行われているが、以下の（条件）をもって行うとき、オペレーティング・リースとして認めるべきである。 （条件） サービス料金はエネルギー削減効果やエネルギー供給量に連動して支払われるが実際の削減業務、供給業務はサービス業者に実務を委託する。よって、サービス業者の責任により一部または全部のサービスが未履行となった場合、顧客から一部または全部のサービス料金の支払停止等がなされた場合には、リース会社はサービス業者から補填を受ける約定をサービス会社と締結する。また、顧客とのサービス契約では、サービス会社が信用不安となった場合は代替業者を用意するかサービス契約を予め規定した既回収済み元本範囲での違約金支払いをもって解約できるものとする。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「省エネのために係る設備についてリース業務を行う場合に、省エネ改善効果の程度に応じたリース料の支払いとする取引」（当協会のリース事業等に係る規制・制度の改善提案）は、平成 22 年 6 月 29 日の金融庁回答によれば、オペレーティング・リースとして行えるとされている。</li> <li>・一方、上記の取引も実態的にはサービス会社が業務を行い、サービス業者がリース会社の損失を補填するためリース会社は損失を被ることはなく、サービス業者が信用不安となり代替業者の手当てもできずサービス契約が解約となった場合も、元本の未回収以上の損失はなく、取引形態を含めて平成 22 年 6 月 29 日回答と同様にオペレーティング・リース取引の範囲に含まれるものと考えられる。</li> <li>・上記の取引がオペレーティング・リース取引として認められることにより、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法、銀行法施行規則
所管官庁	金融庁

【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等の業務範囲について（リース業務の範囲）
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役務提供者が、顧客向けに用立てる設備等に対する投下資本を、原材料代金やメンテナンス等の役務提供費用と合わせ、サービス料として一本化し、長期間に亘って分割回収する取引（いわゆるオンサイト取引）について、リース会社が役務提供者に代わり、顧客との間で「形式的な役務提供契約※」を締結することをリース業務に含まれる業務として認めるべきである。</li> <li>※形式的な役務提供契約とは、以下の3要件を満たすような契約。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①リース会社は、顧客の導入する設備等の選定に一切関与しない。</li> <li>②リース会社が負担するリスクは、役務提供に必要となる設備資金の回収リスクのみ。設備等の瑕疵や、役務提供そのものに関わるリスクは一切負担しない。</li> <li>③設備等は、役務提供者（またはサプライヤー）から直接顧客へ納品され、その後のメンテナンス等も役務提供者（またはサプライヤー）によって行われる。</li> </ul> </li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース会社はあくまでも形式的に役務提供者の立ち位置に入るだけであり、リース会社の負担するリスクは、実質的には設備のファイナンス・リースのリスクと同質のものに限定され、異種のリスクを抱えることとはならないため、リース業務に含まれる業務として認めるべきである。（役務提供に関するリスクは、全て役務提供者が負担する。）</li> <li>・ 本提言の実現により、リース料とサービス料の支払窓口を一本化をする等の経済界のニーズに対応することが可能となり、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法施行規則
所管官庁	金融庁

【1. 競争政策】

項目名	金融機関のリース子会社等のリース収入規制の撤廃等について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース業に係る収入について、ファイナンス・リースによる収入を50%超とする規制があるが、本規制を撤廃または緩和すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済界をはじめとする社会全体のリースに対するニーズは多様化しており、ファイナンス・リース以外のリース取引が拡大している。</li> <li>・上記の制限が撤廃または緩和されることにより、社会全体のリースに対するニーズに的確に対応することができ、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</li> </ul>
根拠法令等	銀行法、保険業法
所管官庁	金融庁

【2. 流通分野】

項目名	薬事法について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間が終了した高度管理医療機器等について、リース会社が許可中古業者に売却する場合又は当該リース物件を使用していた者に売却する場合は、製造販売業者への事前通知を不要とすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間が終了した高度管理医療機器等について、リース会社が中古業者（許可販売業者）に売却する場合に製造販売業者への事前通知が必要となるが、当該中古業者が当該医療機器を医療機関に売却する場合も製造販売業者への事前通知が必要となり、同一の医療機器にも関わらず二重（許可販売業者間で流通する場合は多重に）の通知が必要となる。不合理な規制であり、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> <li>・リース期間が終了した高度管理医療機器等について、リース会社が当該物件の使用者に売却する場合に製造販売業者への事前通知が必要となるが、リース期間中の当該医療機器の品質確保等は当該使用者と製造販売業者間で元々行われており、リース会社があらためて製造販売業者に通知する合理性がなく、不合理な規制により、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> </ul>
根拠法令等	薬事法施行規則
所管官庁	厚生労働省

【2. 流通分野】

項目名	宅地建物取引業の対象となる建物要件の明確化について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引業法の対象となる建物の定義を明確化し、テントや仮設店舗等といった簡易建物に関しては、宅地建物取引業の適用除外とすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引業法における建物の定義がないため、金額が300万円～500万円程度のテントや簡易物販店のよう容易に解体・移設可能なものでも建築基準法上第2条1項の建築物と解釈せねばならず、これにより当該物件をリース・割賦する場合に宅地建物取扱業法を遵守しなければならない。</li> <li>・ そのため、これらの少額物件をリース・割賦する場合に宅地建物取引業として重要事項説明書や帳簿の備付け義務などの煩雑な事務手続きが必要となり、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> <li>・ 現在、被災地域の罹災事業者から仮設店舗やテントハウスのリース・割賦の引合いが数多く寄せられているが、宅地建物取引業法の取引対象となる建物から簡易建物を除外することにより、被災地の復興支援に大きく寄与できる。</li> </ul>
根拠法令等	宅地建物取引業法
所管官庁	国土交通省

### 【3. 自動車】

項目名	自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車保有関係手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービスについて、継続検査、抹消登録、名義変更等の手続きができるように拡充すべきである。</li> <li>・これに伴い、継続車検における納税証明書、自動車損害賠償保険の付保はWEBサイトで確認するなどの電子的方法の導入、継続車検にかかわる申請、費用はWEB対応で行うことができるようにすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップサービスが拡充されることにより、民間事業者の自動車関連の各種手続きに要する時間と手間が大きく削減され、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> </ul>
根拠法令等	道路運送車両法、自動車重量税法、地方税法等
所管官庁	国土交通省、警察庁、財務省、総務省

### 【3. 自動車】

項目名	自動車所有権の共有持分割合の表示について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の所有権が共有となっている場合において、登録事項等証明書（及び自動車検査証）に共有持分割合を表示できるようにすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース債権とともにリースの目的物である自動車の所有権が譲渡され、原所有者と譲受人とが共有状態になることが実務上想定されるが、この場合において共有持分割合が表示されないと第三者に不測の損害を与えるおそれがある。</li> <li>・登録事項等証明書に共有持分を示すことで、第三者は共有者を含む所有権者を確認することができ、これにより不測の損害の発生が抑制され、社会全体の利益が増進する。</li> </ul>
根拠法令等	道路運送車両法
所管官庁	国土交通省

### 【3. 自動車】

項目名	車庫手続きの統一化について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫証明手続きについて、全国統一の書式を作成すべきである。また、登録自動車と軽自動車の車庫関係手続きを「保管場所届出」に統一すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫証明手続きについて、平成 23 年度の関係省庁回答では、「全国にて申請可能」としているが、同運用が徹底されていない所轄警察署が存在し、異なる書式を求められるケースが散見される。</li> <li>・民間事業者が不合理な手続きを求められることにより、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> <li>・登録自動車と軽自動車の手続きを「保管場所届出」に統一することにより、民間事業者の車庫関係手続きが大幅に合理化され、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> </ul>
根拠法令等	自動車の保管場所の確保等に関する法律
所管官庁	警察庁



### 【3. 自動車】

項目名	自動車の検査登録事務と自動車税事務の一体化について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車に係る検査登録事務（国土交通省）と自動車税に係る納税事務（都道府県）を一体化して手続きを簡素化すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の登録事務と自動車税の納税事務について、それぞれの事務所で手続きが必要となり、民間事業者に過重な負担を強いており、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> </ul>
根拠法令等	自動車運送車両法、地方税法
所管官庁	国土交通省、総務省

### 【3. 自動車】

項目名	軽自動車と登録自動車の各種手続きの統一化について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車と登録自動車に係る各種手続きについて、登録自動車の手続きに統一した上で簡素化すること。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車と登録自動車では各種手続きが異なっている。</li> <li>・民間事業者は、軽自動車と登録自動車を混在して所有しているが、それぞれの手続きが異なることから、民間事業者に事務負担を強いており、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> <li>・例えば、軽自動車においては、所有者の譲渡証明書を不要とし、容易に所有権解除が行なえるようにすべきである。</li> </ul>
根拠法令等	道路運送車両法
所管官庁	国土交通省

【4. 環境】

項目名	廃棄物処理法について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体の条例等により、廃棄物処理法のいわゆる横出し・上乗せ規制が行われており、日本全国で統一した規制とすべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地方自治体が、条例等により独自に規制を行っているが、規制内容の把握及び対応のために日本全国で事業を展開している民間事業者に過重な負担を強いており、3Rの促進及び公正かつ自由な経済活動が阻害されている。</li> <li>・ わが国の環境政策の基本的な法律として廃棄物処理法が制定及び運用されており、いわゆる横出し・上乗せ規制は過剰な規制である。</li> </ul>
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治体条例等
所管官庁	環境省

【4. 環境】

項目名	廃棄物処理法関係制度の情報公開について
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域認定の情報を広く社会に公開して、民間事業者等が広域認定制度の利用の検討ができるように促すべきである。</li> <li>・また、処分業者（収集運搬、中間処理）の許可の更新状況について、排出事業者が進捗状況を確認できるように情報公開すべきである。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なメーカー等が広域認定を受けているが、情報が乏しく、排出事業者が広域認定制度の利用の検討ができない。情報を広く社会に公開することにより、広域認定制度の利用が増え、3Rの促進及び公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> <li>・排出事業者であるリース会社は、法令遵守の観点から、産業廃棄物処分の委託契約をしている処分業者（収集運搬、中間処理）の許可の更新期限を管理しているが、許可の更新状況の確認ができない。</li> <li>・現状は、処分業者から申請書のコピーを入手して確認しているが、許可更新の進捗状況が分からず、仮に許可が更新されない場合は、別の処分業者と委託契約をする必要がある。</li> <li>・排出事業者が、環境関連法令を遵守し、適正な廃棄物処理を促進するために処分業者（収集運搬、中間処理）の許可の更新状況について、排出事業者が進捗状況を確認できるように情報公開すべきである。</li> </ul>
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
所管官庁	環境省